

ネーミングライツ・パートナー（提案募集型）募集要項

1 募集目的

小矢部市ネーミングライツ導入に関するガイドラインに基づき、市の自主財源の確保を目的に「提案募集型」によるネーミングライツ・パートナーを募集します。

2 募集対象施設一覧

番号	施設名及び所在地
1	施設名：クロスランドおやべ メインホール 所在地：小矢部市鷺島10番地
2	施設名：クロスランドおやべ セレナホール 所在地：小矢部市鷺島10番地
3	施設名：クロスランドおやべ クロスランドタワー 所在地：小矢部市鷺島10番地
4	施設名：クロスランドおやべ 交流ひろば 所在地：小矢部市鷺島10番地
5	施設名：小矢部ふるさと歴史館 所在地：小矢部市埴生274番地
6	施設名：小矢部運動公園 小矢部陸上競技場 所在地：小矢部市平桜字岡山200
7	施設名：小矢部運動公園 小矢部野球場 所在地：小矢部市平桜字岡山750
8	施設名：小矢部運動公園 小矢部庭球場 所在地：小矢部市平桜字岡山200
9	施設名：小矢部ホッケー場 所在地：小矢部市杉谷内15番地 1
10	施設名：小矢部市民プール 所在地：小矢部市野端500番 1
11	施設名：小矢部市文化スポーツセンター 所在地：小矢部市埴生字八俣2124番地 1
12	施設名：小矢部市民体育館 所在地：小矢部市城山町 1 番 1 号
13	施設名：小矢部市立屋内スポーツセンター 所在地：小矢部市泉町 2 番32号
14	施設名：小矢部市武道館 所在地：小矢部市泉町 2 番30号

備考 施設の概要等については、本市HPで確認いただくか、「9(5) 申込先・問い合わせ先」までお願いします。

3 愛称の付与の範囲

- (1) 施設の名称に、法人名、商品名などを冠した愛称を付与し、施設の名称として使用します。
- (2) 今回募集する名称は、施設の愛称であることから、条例上の名称の改正は行いません。
- (3) 決定された愛称については、速やかに利用団体等の関係機関に周知・PRを図るものとしませんが、利用団体等の印刷物の作成等の関係で、契約期間当初から愛称が完全に反映されない場合があります。なお、表示変更が完了していない場合であっても、契約期間及び命名権料は、変更しません。
- (4) 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできません。また、愛称が定着するまで、条例上の名称を併記させていただくことがあります。

4 命名権料

消費税額及び地方消費税額を除いた年額で提案してください。

5 費用負担

区 分	費用負担	
	市	ネーミングライツ・パートナー
看板等の表示変更※ ₁		○ } ※ ₂
愛称の使用期間終了後の原状回復		○ }
パンフレット、封筒等の印刷物や本市ホームページの表示変更※ ₃	○	

※₁ 施設敷地外の看板、道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、可能なものについて変更します。新規看板等の設置については、設置の可否も含めて市や関係機関との協議により決定します。

※₂ 命名権料のほかに別途ご負担いただきます。

※₃ 本市で発行している印刷物については、残部数や改訂時期等を勘案し、協議の上、変更時期を決定します。

6 契約期間

概ね3年から5年までの範囲で、複数年の契約を基本とします。

7 導入までの流れ

- (1) 募集
- (2) 小矢部市ネーミングライツ審査委員会による審査（優先交渉権者の選定）
- (3) 優先交渉権者との協議
- (4) 契約の締結
- (5) 看板等の表示変更など導入準備
- (6) 市民への周知

(7) 愛称の使用開始

8 応募資格

次に掲げる条件のいずれにも該当しない法人格を有する団体（以下「法人」とする。）とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの
- (2) 市税、料金等を滞納しているもの
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による更正又は再生手続をしているもの
- (4) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (5) 公序良俗に反する事業を行うもの
- (6) 暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うもの
- (7) 指定管理者制度を導入している施設にあっては、現在の指定管理者の事業目的と競合するもの
- (8) その他ネーミングライツ・パートナーとして適当でないと市長が認めるもの

9 提案手続

施設所管課等との調整が必要となりますので、書類の提出前に財政課まで必ずご相談ください。

(1) 提案方法

(3)に掲げる提出書類を申込期間中に持参又は郵送してください。

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出書類

ア 提案募集型ネーミングライツ・パートナー申込書（様式1）

イ パンフレット等

ウ 定款、寄付行為その他これらに準ずるもの

エ 当該法人の登記事項証明書

オ 申込日の属する事業年度の直前3事業年度の事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

カ 市税滞納有無調査承諾書（様式2）

(4) 申込期間 随時

(5) 申込先・問い合わせ先

〒932-8611 小矢部市本町1番1号

小矢部市総務部財政課

TEL 0766-67-1760

FAX 0766-68-2171

(6) 留意事項

ア 必要に応じて追加資料を求める場合があります。

- イ 提出された書類は複写のうえ審査委員会へ提示するほか、関係機関に意見を聞く目的でも使用することがあります。
- ウ 提出された書類は返却しません。また、情報公開請求があった場合には、小矢部市情報公開条例に基づき公開することがあります。
- エ 申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

10 選定方法

(1) 小矢部市ネーミングライツ審査委員会の設置

優先交渉権者を選定するため、庁内職員、施設関係者等により構成する審査委員会を設置します。

(2) 優先交渉権者の選定

審査委員会において、別紙の「審査基準」に基づき総合的に審査し、優先交渉権者を選定します。応募者が1者のみの場合も市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいかどうか審査します。なお、命名権料の審査に当たっては、他自治体の類似施設の事例や利用者数等を勘案し審査を行うため、類似施設と比較して明らかに低価格な命名権料を提案したと委員会が判断した場合は、ネーミングライツ・パートナーを選定しないこととします。

また、審査の結果、得点が著しく低い審査項目がある場合又は選定委員の得点を合算した総得点が一定基準（配点の6割）に満たない場合は、ネーミングライツ・パートナーを選定しないことがあります。

(3) 失格とする提案

提出された応募書類が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ア 審査の過程において、応募資格を満たさないことが明らかとなったとき。
- イ 様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないとき。
- ウ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- エ 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- オ その他不正な行為があったとき。

(4) 選定結果の通知、ネーミングライツ・パートナーの公表

選定結果については、応募者に文書で通知します。

また、市は優先交渉権者との調整を経てネーミングライツ・パートナーを決定し、法人名、施設の愛称、命名権料等について公表します。

11 指定管理者との協議

指定管理者制度を導入している施設については、施設の管理運営を指定管理者が行っているため、愛称決定後、ネーミングライツ導入に関し必要な事項についてネーミングライツ・パートナー、指定管理者及び市との間で協議することとします。

12 契約の締結

ネーミングライツ・パートナーの決定後、詳細を取り決め、ネーミングライツに関する契約を締結し、遅滞なく契約書を取り交わすものとします。

なお、契約を締結したネーミングライツ・パートナーは、次回の契約について優先的に交渉することができます。その際、応募時の提出書類に準じた資料の提出を求めることがあります。

13 契約の解除等

契約締結後、ネーミングライツ・パートナーが次の事項に該当する場合は、市は契約を解除できることとします。この場合、原状回復等に必要な費用はネーミングライツ・パートナーの負担とします。また、契約の解除に伴い、当該ネーミングライツ・パートナーに損害が発生した場合であっても、市は、その責任を負わないものとします。

- (1) 契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 「8 応募資格」に規定する条件を満たさなくなったとき。
- (3) 信用失墜行為等により施設のイメージが損なわれるおそれが生じたとき。
- (4) 倒産又は解散したとき。
- (5) 契約解除の申出があったとき。

14 ネーミングライツ・パートナーの公表及び愛称の普及

ネーミングライツ・パートナーの決定後、法人名、施設の愛称、命名権料等について、マスコミ等に公表するとともに、ホームページや広報などにおいて愛称を積極的に使用します。

15 施設の優先利用

市は、ネーミングライツ・パートナーが本施設を無料で優先利用できる日（年間3日間）を設けます。

16 その他

本要項に規定する命名権に類するもので、本要項により難いと判断されるものについての取扱いは、別に定めることとします。

【審査基準】

審査項目	審査の主な視点	配点	
命名権料	$\text{配点} \times \frac{\text{当該応募者の提案金額（年額）}}{\text{施設の種類に応じて定めた額（年額）}}$ ※小数点以下切り捨て	40点	
契約期間	$\text{配点} \times \frac{\text{当該応募者の提案期間}}{\text{応募者のうち最も長い提案期間}}$ ※小数点以下切り捨て	20点	
愛称	<ul style="list-style-type: none"> ・親しみやすいものか ・施設のイメージにふさわしいか ・市の施設であることが分かるか 等 	30点	
	採点基準		配点
	優れている		30
	やや優れている		24
	標準的である		18
	やや劣っている		12
劣っている	6		
応募法人の 地域貢献等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設のイメージにふさわしいか ・経営が安定しているか ・法令遵守に向け、確実な対応が期待できるか ・地域貢献、社会貢献等に理解があり、的確な取組実績があるか又は今後の取組がきたいできるか 等 	10点	
	採点基準		配点
	優れている		10
	標準的である		5
劣っている	0		
合計		100点	

備考 「施設の種類に応じて定めた額（年額）」とは、次に定める額のことをいう。

文化スポーツ施設 500千円（参考：射水市、ヨシダ大島体育館、iCNホール
富山市、NIXSサイクルパーク）

タワー 5,000千円（参考：鳥取県、SANKOみなとタワー）